



総務省

総務省行政相談センター

まぐみみ静岡

吉田町版<吉田町にお住まいの方へ>

令和7年台風第15号による被災者の皆様への 生活支援窓口のご案内



住まいや身の回りのこと

1 罹災（りさい）証明書の発行

- ◆ 罹災証明書は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 詳しくは ☎ 吉田町福祉課（電話：0548-33-2104）

2 被災した住宅の応急修理

- ◆ 緊急修理：災害により住宅被害を受けた世帯に対し、雨水の侵入等による被害の拡大防止のため、屋根、外壁等へのブルーシートの展張等の修理に対して支援します。
※災害発生から1か月以内に町への申請及び工事完了が必要
- ◆ 応急修理：災害により「準半壊」以上の住宅被害を受けた世帯に対し、居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理に対して支援します。

※災害発生から6か月以内に町への申請及び工事完了が必要

- ◆ 詳しくは ☎ 吉田町都市環境課（電話：0548-33-2161）

3 借上げ型応急住宅の提供

- ◆ 災害により住宅が「半壊」以上の被害を受け、居住が困難な方に民間賃貸住宅を提供します。
- ◆ 詳しくは ☎ 吉田町都市環境課（電話：0548-33-2161）

4 災害ごみの受入

- ◆ 災害により発生したごみについて、9月24日以降は、清掃センター、リサイクルセンターにて受け入れます。（仮置場での受入は、9月23日をもって終了します。）
- ◆ 詳しくは ☎ 吉田町都市環境課（電話：0548-33-2102）

5 災害ボランティアの依頼

- ◆ 家の中の片付け作業や瓦礫やゴミの運搬など、ボランティアに依頼したい困りごとをお聞きします。
- ◆ 詳しくは ☎ 吉田町災害ボランティアセンター（はあとふる内）（電話：080-5813-6142）



お金のこと

住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金又は購入資金に対する融資です。
- ◆ 詳しくは ☎ 住宅金融支援機構（電話：0120-086-353）

裏面も
ご覧ください。



役所の手続のこと

吉田町版＜吉田町にお住まいの方へ＞

1 国税の特別措置

- ◆ 国税の税制上の措置として、「所得税等の軽減」、「納税の猶予」などを受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは ☎ 島田税務署（電話：0547-37-3121）

2 県税の特別措置

- ◆ 被災された方に対して、県税（個人事業税、自動車税、不動産取得税※等）の申告等の期限延長、減免、徴収の猶予の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは ☎ ※印の税については 県藤枝財務事務所（電話：054-644-9116）
それ以外については 県静岡財務事務所（電話：054-286-9112）

3 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税等に関して、減免（住民税を除く）、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは ☎ 吉田町税務課（電話：0548-33-2109）

4 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。各事業者へご確認ください。

5 年金証書等を紛失した場合、年金保険料の免除

- ◆ 年金証書を紛失した場合は、再発行されます。また、年金手帳、基礎年金番号通知書を紛失した場合は、基礎年金番号通知書が再発行されます。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除される可能性があります。
- ◆ 詳しくは ☎ 島田年金事務所（電話：0547-36-2211） 吉田町町民課 国保部門（電話：0548-33-2103）

6 各種証明書の手数料の減免

- ◆ 台風15号による災害等が原因で生活再建のために必要となった各種申請に必要な証明書等の手数料の免除を受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは ☎ 吉田町町民課（電話：0548-33-2101）



その他お困りごと、
どこに相談したらよいか
分からない場合は☎

総務省 静岡行政監視行政相談センター

☎054-254-1100（受付時間：平日9:00～16:45）

（注） この案内に掲載している情報は令和7年9月22日時点のものです。
最新の情報は必ず担当窓口にご確認ください。